

◎新潟県告示第538号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成25年4月9日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成24年4月10日新潟県告示第551号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積26,345.47平方メートル 未舗装

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積30,635.94平方メートル 未舗装

」

に変更する。